

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 14 日

国土交通省大臣官房危機管理室 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

令和 5 年 2 月 13 日（現地時間）、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関（WHO）より、赤道ギニア共和国において、同国初となるマールブルグ病患者の確定例を報告したと発表されましたので、お知らせします。2月12日時点で、同国 Kie Ntem 県において、9 例の疑い死亡例、16 例の疑い例が確認されています。

赤道ギニアに滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

厚生労働省はマールブルグ病について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じて空港などにおいても、海外渡航者への注意喚起を行います。

つきましては、旅行業関係団体及び空港会社等を通じて海外渡航者に対して広く注意喚起いただきますよう御協力の程よろしくお願ひします。